

## 神戸市クリーンステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱

令和6年 4月 1日

環 境 局 長 決 定

### (目的)

第1条 この要綱は、クリーンステーションの設置及び清潔保持等について必要な事項を定め、本市における家庭ごみの収集作業の安全性及び効率性を確保するとともに、市民の快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定される一般廃棄物のうち、事業活動に伴って排出された物以外の物をいい、通常的一般家庭生活において、自らが居住する土地又は建物の占有部分から生じた廃棄物のことをいう。
- (2) クリーンステーション 市内の一般家庭から排出される家庭ごみを市によって収集されるまでの間、一時的に保管するごみ集積施設又は集積場所をいう。
- (3) 利用者 市内に居住し、家庭ごみを排出するためにクリーンステーションを利用する者のことをいう。
- (4) 管理者 クリーンステーション利用者の代表者のことをいう。
- (5) 共同住宅 住戸の数が6戸以上を有する建築物（長屋を含む）のことをいう。
- (6) 所有者等
  - ① 共同住宅の所有者又は区分所有者によって設置された管理組合
  - ② 共同住宅の所有者等によって管理を委託されている管理会社等
- (7) 収集車 市が家庭ごみを収集するために用いる車両のことをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、次の各号について市民のクリーンステーションにおける清掃等の自主的な活動を支援するとともに地域の清潔保持に努めることとする。

- (1) 市はクリーンステーションに排出された家庭ごみを神戸市一般廃棄物処理実施計画に基づき適正に処理すること。
- (2) 市は家庭ごみの収集時にクリーンステーションに散乱したごみを収集車に備えてある用具によって可能な範囲で清掃すること。
- (3) 市は家庭ごみの収集後、鳥獣対策等により設置されているネット等をクリーンステーション周辺の交通および歩行者等の障害にならないように片付ける

こと。

- (4) 市は市民等からクリーンステーションの設置や移設等の申請を受けた時は、本要綱に沿って、速やかに協議に応じること。
- (5) 市は市民等からクリーンステーションに関する相談や要請を受けた時は、速やかに協議に応じるとともに、市民等と協力し対策を講じること。

#### (利用者の責務)

第4条 市の家庭ごみ収集においてクリーンステーションを利用しようとする者は、次の各号に定める事項に従い利用すること。

- (1) 神戸市一般廃棄物処理実施計画に基づいた排出方法でごみの排出を行うこと。
- (2) 管理者等にクリーンステーションを利用する旨をあらかじめ通知すること。
- (3) クリーンステーションの利用者間で定めた清掃等に協力すること。
- (4) 原則として自らが清掃等清潔保持に関わるクリーンステーションへ家庭ごみを排出すること。
- (5) 鳥獣被害を防ぐため、カラス対策ネット等の機材を適正に使用すること。

#### (共同住宅の所有者等の責務)

第5条 共同住宅の所有者等は、市の家庭ごみ収集において、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 共同住宅の居住者に対して、神戸市一般廃棄物処理実施計画に基づいた家庭ごみの排出ルール等を周知すること。
- (2) 共同住宅の居住者が排出する家庭ごみについては、所有者等の責任で管理し、居住者が家庭ごみを排出できる場所を確保するように努めること。
- (3) 居住者が使用するクリーンステーション及びその周辺を常に清潔に保ち、衛生的な環境を維持するよう努めること。

2 所有する共同住宅の居住者が、やむを得ず近隣のクリーンステーションを利用しようとする場合は、事前に当該クリーンステーションの管理者等と清掃等の負担の協議を行い共同利用の同意を得ること。また両者が良好な関係を築けるように努めること。

3 前項に定めた場合において、共同住宅の居住者が近隣クリーンステーションを共同利用するにあたって、管理者等との良好な関係の継続が困難であると当該住所地の所管する環境局事業所長が認める場合、所有者等は次号に規定する対策を講じるよう努めること。

(1) 共同住宅の居住者が排出する家庭ごみについては、原則として共同住宅の敷地内に居住者専用のごみ集積施設を設置するように努めること。ただし敷地が狭いなどの理由でごみ集積施設が設置出来ない場合は、家庭ごみを集積する場所を敷地内に確

保すること。

(2) 敷地内にクリーンステーションを設置出来ない場合は、市と事前に協議したうえで、敷地の前面の市が安全に収集出来る場所において、クリーンステーションを設置するか収集日の午前8時までにごみを持ち出すように努めること。

4 所有する共同住宅にクリーンステーションを有している場合は、第10条各号に定める事項を遵守すること。

5 前各項に定められた事項においては、この要綱の施行日以前に建築された共同住宅の所有者等に対しても適用される。

(クリーンステーションの清潔保持等について)

第6条 クリーンステーションの清潔保持等については、次に掲げる事項に沿って行うこと。

(1) (クリーンステーションの清潔保持) 利用者と地域団体等が相互に協力してクリーンステーション及びその周辺を常に清潔に保ち、衛生的な環境を維持するよう努めること。

(2) (清掃等) 清掃等は利用者もしくは利用者が定めた者によって行うこと。

(3) (クリーンステーションの鳥獣対策) 利用者はカラス対策ネットなどを活用し、鳥獣等によるごみの散乱防止対策に努めること。

2 クリーンステーションが清潔に保たれておらず近隣住民の生活環境が著しく侵されていると当該住所地の所管する環境局事業所長が認めた場合、市は利用者もしくは管理者に排出指導を行うとともに清掃等を要請することが出来る。

3 クリーンステーションの清潔保持がなされておらず、当該住所地の所管する環境局事業所長が受忍限度を超えると認めた場合、市は自らの所管する区域内のクリーンステーションの清掃およびネットの設置等を行うことが出来る。

(クリーンステーションの設置等について)

第7条 市の収集によって、家庭ごみを排出しようとするものは、次の各号に従ってクリーンステーションを設置すること。

(1) (設置者) クリーンステーションの設置者は、利用者等で組織された地域団体、もしくは共同住宅の所有者等とする。ただし市が所有するクリーンステーションにおいてはこれに限らない。

(2) (利用者間での協議) クリーンステーションの設置もしくは移設、廃止、変更等をしようとする者は、利用者間で協議を行い地域の理解を得るとともに当該クリーンステーションに隣接する土地所有者及び住民の同意を得ること。

(3) (事業所との事前協議) クリーンステーションの設置もしくは移設、廃止、変更等をしようとする者は、あらかじめ所管区の環境局事業所と設置場所等に

ついて協議を行なうこと。

- (4) (設置等届け出) 前号の事前協議を経てクリーンステーションを設置もしくは移設、廃止、変更しようとする者は、所定の様式(様式1)によって所管区の環境局事業所に届け出ること。
- (5) (利用世帯数) クリーンステーション1か所につき利用する世帯数は20世帯を基準とし、原則6世帯以上とする。ただし当該住所地を所管する環境局事業所長が地域の実情に応じて、やむを得ない事情があると認める場合はこの限りではない。
- (6) (収集するごみの種類) 20世帯以上が利用するクリーンステーション又は共同住宅等の専用ステーションにおいては、原則として全ごみ種を収集することとする。ただし当該住所地を所管する区の環境局事業所長が認める場合はこの限りではない。

(クリーンステーションの分散等)

2 クリーンステーション利用者が過多であり、ごみ量が多く交通や歩行者等の障害になっている又は管理者の負担が過剰な場合において、当該住所地を所管する環境局事業所長は利用者もしくは管理者に分散や移設を提案することが出来る。また利用者もしくは管理者はその提案に応じ分散や移設に努めること。

(クリーンステーションの廃止等)

3 既設のクリーンステーションを廃止もしくは移設しようとするときは、廃止及び移設に伴い影響を受ける他のクリーンステーション利用者に周知し、理解を得られるよう努めること。ただし市が所有するクリーンステーションにおいてはこれに限らない。

(クリーンステーションの設置場所について)

第8条 クリーンステーションの設置場所については次のとおりとする。

- (1) 設置場所については利用者間で協議を行い地域の理解を得たうえで決定し、設置場所に隣接する土地所有者及び住民の同意を得ること。ただし市が所有する土地に設置する場合はこれに限らない。
- (2) 市が家庭ごみの収集を行うにあたって、安全を確保し、著しく収集効率を欠くことがない場所であること。
- (3) 原則として、有効幅員4メートル以上(一方通行の場合は有効幅員3メートル以上)の道路に面する場所であること。
- (4) 歩行者や車両等の通行の妨げにならず、安全に停車できる場所であること。
- (5) 収集車が通り抜け出来る、又は安全に方向転換出来る場所であること。
- (6) 原則として、交差点および横断歩道から5メートル以内に位置していないこと。また、道路交通法第44条第1項に定める駐停車禁止の場所でないこと。

- (7) 見通しの悪いカーブ付近に位置していないこと。
- (8) クリーンステーションと収集車の停車場所の間に、蓋のない側溝等の収集作業の障害となる物がないこと。
- (9) 道路面と著しい段差がある場所、急勾配の坂道など収集作業が困難になる場所は避けること。
- (10) 前各号に定める事項は、協議により当該住所地を所管する環境局事業所長が認めた場合はこの限りではない。

2 既設のクリーンステーションにおいて前各項に定める事項が履行されない事によって、市の収集作業の安全性や近隣住民の生活環境が著しく侵されていると当該住所地を所管する環境局事業所長が認めた場合は、設置者に対して改善もしくは設置場所の移設を求めることが出来る。

3 前各項に定められた事項においては、この要綱の施行日以前に設置されたクリーンステーションに対しても適用される。

(クリーンステーションに関わる争い等)

第9条 クリーンステーションに関わる争い等については次のとおりとする。

- (1) クリーンステーションの設置等の変更事項に関して、周辺住民等との間に争いが生じた場合は、設置者と利用者で自主的に解決に当たらなければならない。
- (2) 市はクリーンステーションに関する苦情やトラブルの通報を市民から受けた場合、管理者等にその旨を通知し、解決に向けた対策を要請することが出来る。
- (3) 前項の通知を受けた者は、速やかに解決に向けて対策を講じなければならない。
- (4) 住民間での協議によって、紛争等が解決に至らない場合は、市を交えて解決に向けた協議を行なうこととする。
- (5) 市を交えた協議においても解決が見られず、近隣住民の生活環境が著しく侵されており、市が受忍限度を超えると認めた場合においては、市有地又は他の公有地に限って市がクリーンステーションを設置することが出来ることとする。

(ごみ集積施設について)

第10条 ごみ集積施設を設置もしくは改修する時は、事前に所管する環境局事業所と協議を行うこと。

- 2 ごみ集積施設、又はこれに付随するネットやその他の囲い等を設置する場合は次項に定める基準に沿って行うこととする。

- (1) 市の収集作業の安全を確保出来るように努めること。
- (2) 利用者の世帯数に応じて、必要な面積を確保すること。
- (3) ネットや囲い等を設置する場合は、収集作業効率が低下しないように努めること。
- (4) ネットもしくは囲い等を設置する場合は、ごみ集積施設前面部をおおむね開放出来るようにすること。
- (5) ごみ集積施設の間口は奥行より広く取ること。
- (6) ごみ集積施設前面上部において 2.3mより低い位置にネットおよび梁等を設置しないこと。
- (7) ごみ集積施設に扉等を設ける場合は、引き戸又は折れ戸を基本とし、全体幅の3分の2以上が開放出来る構造とすること。また開放部の高さは 2.3m以上(収集車が集積施設に入り込む場合は 2.5m以上) とすること。
- (8) 駐車場などに隣接する場所に集積施設を設置する場合は、集積施設を原則 2m以上のフェンス等で囲うなど廃棄物の飛散防止措置を取ること。
- (9) 床面は原則コンクリート敷きとし、タイル等の滑りやすい部材は使用しないこと。
- (10) ごみ集積施設内に水が溜まらないように排水設備もしくはゆるやかな勾配を設けること。
- (11) ごみ集積施設に開閉式の扉等がある場合、原則施錠しないこと。やむを得ず施錠する場合は収集日の午前8時までには必ず解錠すること。
- (12) 共同住宅等でクリーンステーションへの進入路入り口において、機械式のロボットゲート等が設置されている時は、収集車の進入に支障がないような措置を取ること。
- (13) 前号の措置が取れない場合は、環境局事業所に対して、ゲート開閉に要するリモコン等を必要な個数貸与すること。
- (14) 既設のクリーンステーションにおいて前項に定める事項が履行されない事によって、市の収集作業の安全が確保されていないと当該住所地を所管する環境局事業所長が認めた場合は、設置者に対して改善を求めることが出来る。
- (15) 前各号に定められた事項においては、この要綱の施行日以前に設置されたクリーンステーションに対しても適用される。
- (16) 前各号に定める事項は、協議により当該住所地を所管する環境局事業所長が認めた場合はこの限りではない。

(折り畳み式ネットボックス等について)

第 11 条 鳥獣対策等により、クリーンステーションに折り畳み式ネットボックス又はボックス型のごみ集積庫等（以下「折り畳み式ネットボックス等」という。）を設置しようとする者は、次号に定める事項および別表 1 に定められた通りに行うこととする。

- (1) クリーンステーションに折り畳み式ネットボックス等を設置もしくは改修する時は、事前に所管する環境局事業所に使用同意書兼協議依頼書（様式 2）もしくは（様式 3）を提出し、協議を行うこと。
- (2) 折り畳み式ネットボックス等を設置する場合は、市の収集作業の安全を確保し収集作業効率が低下しないように努めること。
- (3) 敷地内以外の道路上等に折り畳み式ネットボックス等を設置する場合は、当該住所地を所管する環境局事業所が現地を確認し、道路交通および収集作業の安全を確認したうえで設置の可否を判断する。
- (4) 設置された折り畳み式ネットボックス等が、道路交通や収集作業の安全上支障があると当該住所地を所管する区の環境局事業所長が認めた場合は、設置者に対して改善もしくは撤去を求めることが出来る
- (5) 折り畳み式ネットボックス等の使用に起因して生じた事故及び損害等については、市は責任を負わないものとする。
- (6) 前各号に定められた事項においては、この要綱の施行日以前に設置されたものに対しても適用される。
- (7) 前各号に定める事項は、協議により当該住所地を所管する環境局事業所長が認めた場合はこの限りではない。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

	折り畳み式ネットボックス	ボックス型ごみ集積庫 (スチール製・プラスチック製)
形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容易に折りたたためて、持ち運ぶことが出来るもの</li> <li>・上部及び前面部がおおむね開放出来るもので高さ 80 センチ未満のもの</li> <li>・前面部が開放出来ない構造のものは、前面部の高さ 50 センチ未満のもので奥行が 80 センチ未満のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上部および前面部がおおむね開放出来るもの</li> <li>・前面部がひざ上程度より上部が開放出来るもの（前面部の高さ 50 センチ未満のもので奥行が 80 センチ未満のもの）</li> </ul>
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として交通量の多い幹線道路等に面する場所での設置は認めない</li> <li>・収集が安全に行える場所</li> <li>・車両や歩行者の通行に支障がない場所</li> <li>・原則として交差点内、横断歩道付近、点字ブロック付近、消火栓付近などには設置を認めない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として道路上には設置を認めない</li> <li>・収集が安全に行える場所</li> </ul>
その他の設置条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路上等に設置する場合は収集後速やかにネットボックスを道路外に片付けること</li> <li>・強風時等は使用しないこと</li> <li>・1か所の利用世帯は 20 世帯程度までとする</li> <li>・原則として、1ステーションに複数の設置は認めない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用世帯数に応じて十分な容量を確保すること</li> <li>・定期的にボックス内の清掃を行うこと</li> <li>・複数のごみ種を同時に入れないこと（※収集日が重なる場合を除く）</li> </ul>
申請及び提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンステーション利用者の代表者が申請を行う（※集合住宅の場合は物件所有者（管理組合）もしくは管理会社）</li> <li>・折り畳み式ネットボックス使用同意書兼協議依頼書（様式 2）</li> <li>・クリーンステーションの利用世帯範囲を記した地図等。</li> <li>・設置場所の位置図・図面等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンステーション利用者の代表者が申請を行う（※集合住宅の場合は物件所有者（管理組合）もしくは管理会社）</li> <li>・ボックス型ごみ集積庫使用同意書兼協議依頼書（様式 3）</li> <li>・設置場所の位置図・図面等</li> </ul>

(様式第1号)

(事業所提出用)

年 月 日

整理番号
—

## クリーンステーション 変更届 兼 協議依頼書

事業所長あて

団体名：

届出者

住所：

氏名又は名称：

(電話番号

)

クリーンステーションの変更事項について、利用者及び近隣住民と協議しましたので、下記のとおり変更に係る届出と協議を依頼します。

1. 協議件名	
2. クリーンステーション (候補地) 所在地住所	区 (別紙 図面のとおり)
クリーンステーションNo. (マンション名など)	No. ー ( )
3. クリーンステーション形態	<input type="checkbox"/> 道路上 <input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> その他( )
4. 届出種別	<input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 増設(分散等) <input type="checkbox"/> ごみ種変更 <input type="checkbox"/> その他( )
5. 届出内容(変更内容)	<input type="checkbox"/> 変更事項について、利用者および近隣住民に説明し理解を得ました。 <input type="checkbox"/> クリーンステーション隣接者の同意を得ました。
6. 添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 利用者範囲図 ※必須 ※事業所が必要と認める時は下記書類等を添付 <input type="checkbox"/> 詳細図 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 隣接者同意書の写し <input type="checkbox"/> その他( )
本協議書の変更事項について了承します。 (自署) 団体名 代表者	

(裏面)

添付

別紙あり

7. 協議内容  
(事業所意見)

8. 対応結果

変更可

変更不可

9. 対応完了日

年 月 日

10. 収集(変更)開始日

年 月 日

協議の上クリーンステーションの変更を認めます。

神戸市環境局

事業所

(様式第2号)

(事業所提出用)

年 月 日

整理番号
- - 2

折り畳み式ネットボックス  
使用同意書 兼 協議依頼書

事業所長あて

団体名 :  
届出者  
住所 :

氏名又は名称 :  
(電話番号 )

クリーンステーションにおける折り畳み式ネットボックスの使用にあたり、  
利用者は下記事項に同意し、使用に関する協議を依頼します。

1. クリーンステーション 所在地住所	区
2. クリーンステーションNo. (マンション名など)	No. 一 ( )
3. クリーンステーション形態	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> その他 ( )
4. 同意事項	<p>1. 折り畳み式ネットボックスを適正に管理が行えない場合は、使用を中止します。 なお、使用を中止する場合やクリーンステーションの改修等を行う場合は、 事前に所管する環境局事業所に相談のうえ、協議を行います。</p> <p>2. 折り畳み式ネットボックスは市の基準に適合する形状の物とし、購入、維持、 補修等に要する経費は全て自己負担いたします。</p> <p>3. 利用者、周辺住民、土地所有者等に使用に関する同意を得ます。</p> <p>4. 使用に伴う第三者との紛争、その他の諸問題は管理者(利用者)の責任と 負担において解決します。</p> <p>5. 敷地外での使用は、ごみ収集日の収集時間までの間とし、収集終了後は速やか に道路外に片付けます。</p> <p>6. 道路管理者、警察、交通事業者等から指導があった場合は、管理者(利用者) で対応いたします。</p> <p>7. 折り畳み式ネットボックスの使用(収集作業等含む)に起因して生じた事故及 び損害等について、市に対して損害賠償・補償などの責は問いません。 (市側の責任が明白である事故や故意の場合を除く)</p> <p>8. 故障などで収集に支障をきたす場合は、速やかに対応します。</p> <p>9. その他</p> <p><input type="checkbox"/> 近隣世帯承諾済</p>
5. 添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 利用者範囲図 ※必須 <input type="checkbox"/> 敷地図(設置場所詳細図) <input type="checkbox"/> カタログ等 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他 ( )
本協議書の事項について了承します。 (自署) 団体名 代表者	

(裏面)

添付

別紙あり

6. 協議内容  
(事業所意見)

7. 対応結果

設置可  設置不可

ST標識(だるま)の有無  あり  なし

8. 対応完了日

年 月 日

9. 収集(変更)開始日

年 月 日

協議の上折り畳み式ネットボックスの設置を認めます。

神戸市環境局

事業所

(様式第3号)

(事業所提出用)

年 月 日

整理番号
- - 3

ボックス型ごみ集積庫  
使用同意書 兼 協議依頼書

事業所長あて

団体名：

届出者

住所：

氏名又は名称：

(電話番号

)

クリーンステーションにおけるボックス型ごみ集積庫の使用にあたり、  
利用者は下記事項に同意し、使用に関する協議を依頼します。

1. クリーンステーション 所在地住所	区
2. クリーンステーションNo. (マンション名など)	No. ー ( )
3. クリーンステーション形態	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> その他 ( )
4. 同意事項	<p>1. ボックス型ごみ集積庫を適正に管理が行えない場合は、使用を中止します。 なお、使用を中止する場合やクリーンステーションの改修等を行う場合は、 事前に所管する環境局事業所に相談のうえ、協議を行います。</p> <p>2. ボックス型ごみ集積庫は市の基準に適應する形状の物とし、購入、維持、補修等 に要する経費は全て自己負担いたします。</p> <p>3. 使用に伴う第三者との紛争、その他の諸問題は管理者(利用者)の責任と 負担において解決します。</p> <p>4. 定期的に清掃するなどして、ボックス内を清潔に保ちます。</p> <p>5. ボックス型ごみ集積庫の使用(収集作業等含む)に起因して生じた事故及 び損害等について、市に対して損害賠償・補償などの責は問いません。 (市側の責任が明白である事故や故意の場合を除く)</p> <p>6. 故障などで収集に支障をきたす場合は、速やかに対応します。</p> <p>7. その他</p> <p>[ ]</p>
5. 添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 敷地図(設置場所詳細図) ※必須
	<input type="checkbox"/> 利用者範囲図 <input type="checkbox"/> カタログ等 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他 ( )
本協議書の事項について了承します。	
(自署)	
団体名	代表者

(裏面)

添付

別紙あり

6. 協議内容  
(事業所意見)

7. 対応結果

設置可  設置不可

ST標識(だるま)の有無  あり  なし

8. 対応完了日

年 月 日

9. 収集(変更)開始日

年 月 日

協議の上ボックス型ごみ集積庫の設置を認めます。

神戸市環境局

事業所